

原子力利用の将来像についての検討委員会運営要綱

平成 24 年 9 月 21 日
日本学術会議第 161 回幹事会決定

改正 平成 24 年 12 月 21 日日本学術会議第 167 回幹事会決定

(設置)

第 1 原子力利用の将来像についての検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、原子力発電を含む原子力の平和利用に対する現在の考え方を総括し、現代的課題について学術的観点から審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び会長の指名する会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
原子力発電の将来検討分科会	原子力発電所の安全管理の評価、原子力発電所の安全基準とその実現可能性、原子力発電所の社会的費用便益等の原子力発電の安全性を踏まえた将来の在り方に関すること	会員又は連携会員若干名
原子力学の将来検討分科会	原子力学の社会利用、他の学術領域での利用等の将来の展望及び原子力学の利用と国民世論に関すること	会員又は連携会員若干名

(設置期限)

第 5 委員会は、平成 26 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。